

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 04

豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第44条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者と締結しており、平成28年度末現在、34社と締結しています。

この協定を締結した事業者により「環境の保全を推進する協定協議会」が平成22年1月21日に発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取り組みの向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、上記の目的で市内の中小企業を対象として、騒音・振動の分野に関して環境に対する取り組みや環境法令の概要に関する事項について作成した環境教材です。

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <http://kankyou-hozen.org/>

訂正① : P 8
訂正② : P 2 8
訂正③ : P 2 8

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 04

覚えておきたい環境法令

騒音・振動



Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 04



規制対象施設

○：すべて対象 ×：対象外

区分	施設名	騒音関係				振動関係			
		特定施設【法】		発生施設【条例】		特定施設【法】		発生施設【条例】	
		種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が22.5KW以上	1-イ	合計が22.5KW以上	×		×	
	製管機械	1-ロ	○	1-ロ	○	×		×	
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で3.75KW以上	1-ハ	ロール式で3.75KW以上	×		×	
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-ニ	○	1-イ	矯正プレスを除く	1-イ	○
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力30t以上	1-ホ	呼び加圧能力30t以上	1-ロ	○	1-ロ	○
	せん断機	1-ヘ	3.75KW以上	1-ヘ	3.75KW以上	1-ハ	1KW以上	1-ハ	1KW以上
	鍛造機	1-ト	○	1-ト	○	1-ニ	○	1-ニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-チ	○	1-ホ	3.75KW以上	1-ホ	3.75KW以上
	プラスト	1-リ	タンプラスト以外で密閉式を除く	1-リ	○	×		×	
	タンブラー	1-ヌ	○	1-ヌ	○	×		×	
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	1-カ	高速切断機に限る	×		×	
	研磨機	×		1-ル	合計が10KW以上	×		×	
	目立機	×		1-ラ	原動機を用いるもの	×		×	
平削盤	×		1-フ	7.5KW以上	×		×		
送風機(及び排風機)		2	7.5KW以上	13	3.75KW以上	×		13	3.75KW以上
圧縮機			空気圧縮機で7.5KW以上	2	空気圧縮機で3.75KW以上	2	7.5KW以上	2	3.75KW以上
冷凍機		×			3.75KW以上	×			3.75KW以上
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5KW以上	3	3.75KW以上	3	7.5KW以上	3	7.5KW以上
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量の0.45m3以上	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量の0.45m3以上	×		×	
	アスファルトプラント	5-ロ	混練容量200kg以上	5-ロ	混練容量200kg以上	×		×	
	コンクリートブロックマシン	×		×		5	合計が2.95KW以上 合計が10KW以上	5	合計が2.95KW以上 合計が10KW以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	×		×					
穀物用製粉機		6	ロール式で7.5KW以上	6	7.5KW以上	×		11	7.5KW以上
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ	○	7-イ	○	6-イ	○	6-イ	○
	チップパー	7-ロ	2.25KW以上	7-ロ	2.25KW以上	6-ロ	2.2KW以上	6-ロ	2.2KW以上
	碎木機	7-ハ	○	7-ハ	○	×		×	
	帯のこ機	7-ニ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上	7-ニ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上	×		×	
	丸のこ機	7-ホ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上	7-ホ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上	×		×	
かな盤	7-ヘ	2.25KW以上	7-ヘ	2.25KW以上	×		×		
抄紙機		8	○	8	○	×		×	
印刷機械		9	原動機を用いるもの	9	原動機を用いるもの	7	2.2KW以上	7	2.2KW以上
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		×		×		8	カレンダーロール機以外で30KW以上	8	カレンダーロール機以外で30KW以上
合成樹脂射出成形機		10	○	10	○	9	○	9	○
鑄造型機		11	ジョルト式のもの	11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		×		12	最高出力37.3KW以上	×		12	最高出力37.3KW以上
走行クレーン	門型走行クレーン	×		14-イ	7.5KW以上	×		×	
	天井走行クレーン	×		14-ロ	7.5KW以上	×		×	
洗びん機		×		15	合計が7.5KW以上	×		×	
真空ポンプ		×		16	7.5KW以上	×		×	

訂正箇所①
誤：3.75
正：37.3

備考 1 特定施設【法】とは騒音規制法又は振動規制法に定める特定施設のことであり、発生施設【条例】とは県民の生活環境の保全等に関する条例に定める騒音発生施設又は振動発生施設のことです。
2 圧縮機には、冷凍機は含まれません。

1重量ニュートン ≙ 9.8キロニュートン (294キロニュートン ≙ 30重量トン)
1馬力 ≙ 0.746kW 3.75kW = 5馬力

出典 騒音規制法施行令第1条別表第1(昭和15年11月22日政令第280号)
振動規制法施行令第1条別表第1(昭和15年11月22日政令第280号)
条例施行規則別表第4-5(平成15年8月22日規則第87号)

参考 ②

建設作業における規制

著しい騒音・振動を発生させる作業を伴う建設工事(特定建設作業)を施工しようとする者に対して、地域を区分し、その騒音・振動の大きさに加えて作業時間を規制することで、生活環境を保全し、人の健康の保護を図っています。

■ 騒音における規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法 種類の番号	条 例 種類の番号
くい打機(もんけんを除く。) くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する場合は除く。) 注1	①	①
びょう打機を使用する作業 注2	②	②
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 注3	③	③
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに 限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	④	④
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	⑤	⑤
バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。) を使用する作業 注4	⑥	
トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。) を使用する作業 注4	⑦	
ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。) を使用する作業 注4	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑨
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑩
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		⑪
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スレイパトラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。) を用いる作業		⑫
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑬

注1： くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。

また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2： びょう打機は、リベティングハンマによるリベット打ちを対象とする。

注3： さく岩機には、ドリフト・レングドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

注4： 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

■ 振動における規制対象建設作業

振動関係	騒音規制法 種類の番号	条 例 種類の番号
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 注1	①	①
鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 注2	③	③
ブレイカー(手持ち式のものを除く。) を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	④	④

注1： アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

注2： 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機

■ 建設作業における規制基準

規制の種類	地域の区分 注1	規制値	備考
基準値 注2	①②③	75db	
作業時間	①	午前7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午前10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日当たりの作業時間	①	10時間	
	②	14時間	
作業時間	①②③	連続6時間	
	①②③	3曜日	

訂正箇所②
誤：午前7時
正：午後7時

訂正箇所③
誤：午前10時
正：午後10時

注1： ①地域…第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)及び都市計画区域外の地域

イ…工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域…工業地域(①地域のイの区域を除く。)

③地域…工業専用地域(①地域のイの区域を除く。)

注2： 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の敷地の境界線での値

注3： 基準値を超えている場合、市町村長は、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を定められている時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

■ 届出

規制対象建設作業を行う場合、建設現場の所在する市町村長(豊田市の場合、本庁又は作業を行う地域が、藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武にあっては作業を行う地域を所管する支所も可)へ特定建設作業の実施の届出をする必要があります。届出を実施する場合、以下の点に特に注意してください。

1. 届出業者は元請け業者であること
2. 特定建設作業を開始する7日前までに提出すること

注意：ここでいう「7日前」とは、提出受付日から中7日以上であることをいう。

例) 提出(受付)日：4月1日 ⇒ 特定建設作業の開始日：4月9日

その他の詳細については「騒音・振動公害防止の手引き 建設作業編」を参照してください。